

佐賀県告示第三百十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び武雄土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

六角川水系富岡川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十二年九月十四日

三 廃川敷地等の位置

武雄市武雄町大字武雄字小路五六二二番五地先から五六二七番二〇地先まで

四 廃川敷地等の種類及び面積

(一) 種類 土地

(二) 面積 五五八・二五平方メートル